

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

◇選管告示

目次

- 参議院議員通常選挙における選挙長等の選任
- 参議院議員通常選挙において調製する補充選挙人名簿の調製期間等
- 参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画
- 参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時等
- 参議院議員通常選挙における投票用紙の様式等
- 参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額
- 参議院鳥取県選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限等
- 参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載の順序をきめるくじを行なう日時等
- 参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序をきめるくじを行なう日時等
- 参議院議員通常選挙における選挙会等の日時等
- 参議院議員通常選挙において各候補者の届出に係る選挙立会人の数が十人をこえる場合等のくじを行なう日時等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙

分会長並びに選挙長及び選挙分会長の職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一職名	住 所	氏 名
選挙長	鳥取市上原二百番地	加藤 定治
選挙長の職務代理者	鳥取市西町四丁目二百十番地	永井 宏輔
選挙分会長	鳥取市上原二百番地	加藤 定治
選挙分会長の職務代理者	鳥取市西町四丁目二百十番地	永井 宏輔
二 選挙長及び選挙分会長の執務場所	鳥取市東町一丁目二百二十番地	

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙において調製する補充選挙人名簿の調製の期間並びに縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間を、それぞれ次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 調製の期間

昭和四十年六月十一日から六月二十二日まで

二 縦覧期間及び異議の申出期間

昭和四十年六月二十三日から六月二十五日まで

三 異議決定期限

昭和四十年六月二十七日

四 確定期日

昭和四十年六月二十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 立会演説会の方法

班別編成の方法による立会演説会とする。

二 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数

五人以内

三 候補者一人当たりの演説時間

四十分以内

四 演説の順序を決定する場合の立会演説会の期間の区分

昭和四十年六月十四日から六月二十二日まで及び昭和四十年六月二十三日から六月三十日までの二期間とする。

五 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催日	時	開催市町	会場
六月十四日	午後一時三十分	国府町	谷小学校
六月十四日	八時	鳥取市	遷喬小学校
六月十五日	午後一時三十分	関金町	鴨川中学校
六月十五日	八時	倉吉市	倉吉福祉会館

開催日	時	開催市町	会場
六月十六日	午後一時三十分	岸本町	岸本中学校
六月十六日	八時	米子市	明道小学校
六月十七日	午後一時三十分	溝口町	溝口小学校
六月十七日	八時	江府町	江府町公民館
六月十八日	午後一時三十分	日南町	日南町役場会議室
六月十八日	八時	日野町	根雨公会堂
六月十九日	午後一時三十分	西伯町	中央集会所
六月十九日	八時	米子市	米子市公会堂
六月二十日	午後一時三十分	米子市	大篠津小学校
六月二十日	八時	境港市	境小学校
六月二十一日	午後一時三十分	大山町	大山第二中学校
六月二十一日	八時	淀江町	淀江小学校
六月二十二日	午後一時三十分	名和町	名和中学校
六月二十二日	八時	赤碕町	赤碕中学校
六月二十三日	午後一時三十分	東伯町	浦安公会堂
六月二十三日	八時	大栄町	大栄中学校緑ヶ丘校舎
六月二十四日	午後一時三十分	倉吉市	河北中学校
六月二十四日	八時	三朝町	三朝小学校
六月二十五日	午後一時三十分	東郷町	桜小学校
六月二十五日	八時	青谷町	青谷小学校
六月二十六日	午後一時三十分	気高町	浜村小学校
六月二十六日	八時	鳥取市	大正小学校

六月二十七日	午後一時三十分 〃 八時	用瀬町 智頭町	用瀬小学校 智頭小学校
六月二十八日	午後一時三十分 〃 八時	八束町 若桜町	八束小学校 若桜中学校
六月二十九日	午後一時三十分 〃 八時	郡家町 河原町	中央中学校 河原小学校
六月三十日	午後一時三十分 〃 八時	岩美町 鳥取市	岩美中学校 農協会館

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日 時 昭和四十年六月十一日午後五時十分

二場 所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙における投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治
投票用紙の様式は次のとおりとする。

折目

〇 ちゆう 意い

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
ころほしやしめい、らんない、ひとりか

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
ころほしや、ものしめい、か

折目

参議院鳥取県選出議員選挙投票

鳥取県 選挙管理委員会印

折目

ころほしやしめい 候補者氏名

表

参議院鳥取県選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏

備考

- 一 用紙は白色で、文字は黒色で印刷する。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

折目

折目

折目

○ ちゆう
注 意

- 一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内にひとりか
こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
- 二 こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしやしめい
候補者氏名

参議院全国選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

表

参議院全国選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏

備考

- 一 用紙は淡紅色で、文字は赤色で印刷する。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

候補者一人につき二百七十一万一千円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

- 一 掲載文の申請期限 昭和四十年六月十六日
- 二 くじを行なう日時及び場所

イ 日時 昭和四十年六月十六日午後五時十分

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十年七月四日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲

載文の掲載の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 日時 昭和四十年六月二十日午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和四十年七月四日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 日時 昭和四十年六月二十二日午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 選挙会

イ 日時 昭和四十年七月八日午後一時

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 選挙分会

イ 日時 昭和四十年七月八日午後一時三十分

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙において各候補者の届出に係る選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじ並びに同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 地方区

イ 日時 昭和四十年七月二日午前十一時

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 全国区

イ 日時 昭和四十年七月二日午前十一時十分

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】